

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産赤とうがらしのトリアゾホス及びクロルプロファム並びにごぼうのクロルピリホス並びにマレーシア産その他のゆり科野菜のクロルピリホス)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:令和元年12月17日付け薬生食輸発1217第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産赤とうがらし及びごぼうの輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、中国産赤とうがらしのトリアゾホス及びごぼうのクロルピリホスに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加することとする。

また、これまでの検査実績を踏まえ、中国産赤とうがらしのクロルプロファムについてはモニタリング通知の別表第3から削除することとする。

さらに、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3からマレーシア産ゆり科野菜のクロルピリホスの項を削除したので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 12月24日	中国	赤とうがらし及び その加工品(簡易 な加工に限る。)	残留農薬(ト リアゾホス)	QINGDAO SENYUAN FOODS CO.,LTD
		ごぼう及びその加 工品(簡易な加工 に限る。)	残留農薬(ク ロルピリホ ス)	LIANYUNGANG SHENGFU INTERNATIONAL TRADE CO.,LTD. LANLING LIANLI FOOD CO.,LTD.